独立行政法人水産大学校及び国立研究開発法人水産総合研究センターの 中期目標期間終了時における業務・組織全般の見直しについて

平成27年9月11日 農林水産省

独立行政法人水産大学校(以下「水大校」という。)及び国立研究開発法人水産総合研究センター(以下「水研センター」という。)は、水産業の発展に欠くことの出来ない研究開発、人材育成を行う法人であり、今後、一層優れた研究開発成果を生み出しそれを現場に速やかに普及するとともに、より優れた人材を育成し、現場に供給をすることにより、水産日本の復活に貢献することが期待される。

このため、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定。以下「25年基本方針」という。)等に基づく政府の独立行政法人改革の方向性、「水産基本計画」(平成24年3月23日閣議決定。以下「基本計画」という。)、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)及び第3期中期目標期間の評価結果等を踏まえ、研究開発成果の最大化及び教育内容の高度化を目指し、以下の方向で見直しを行うこととする。

第1 水大校と水研センターの統合

水大校と水研センターを平成28年4月に統合し、1つの国立研究開発法人(以下「新法人」という。)とする。

新法人においては、統合効果を最大限に発揮するとともに、研究開発成果の最大化及び教育内容の高度化を図るため、人材育成業務、研究開発業務それぞれの自立性に配慮した内部ガバナンスを構築することとする。

また、新法人における人材育成業務(同業務に係る研究を含む。)については、水大校の名称、立地(下関市)、施設を維持し、代表権を有する役員を置く。

第2 新法人における業務の見直し

主要な事務及び事業については、25年基本方針及び基本計画等を踏まえ、新法人が真に担うべきものに特化し、研究開発業務と人材育成業務を1つの法人で行うことによる相乗効果を最大限に発揮し「研究開発成果の最大化」及び「教育内容の高度化」の実現に資するため、次の見直しを行う。

1 研究開発業務の見直し

(1)研究開発業務については、水産物の国民への安定供給と漁業経営の安定のため、水産施策上の喫緊の課題に的確かつ効果的に対応するための研究課題に重点を置くとともに、将来の研究ニーズを見据えた新たな研究課題の発掘も図る。

また、研究開始後も、その必要性、緊急性及び有効性並びに進捗 状況等を定期的に点検することにより、改廃を含めた検討を随時行 い、適正、効果的かつ効率的な業務運営を行う。

(2) 研究課題は、新法人の理事長の下で自立的なPDCAサイクルを 設定し、新法人内部のマネジメントを発揮し得るよう、適正かつ厳 正な評価を可能とする一定の事業のまとまりとし、新法人の内部管 理の観点や財務会計との整合性を明確にした上で、管理責任を徹底 し得る単位とする。ただし、研究開発成果の最大化に向け、新法人 の部門間の連携等の推進が必要となる場合には、新法人内部の縦割 りを助長することのないよう十分留意する。

また、次期中長期目標期間における次期中長期目標で設定する一 定の事業のまとまり毎の目標、指標の達成へのロードマップを定め、 評価軸に基づいた進行管理を行う。

(3) 研究成果の最大化に向け、研究開発業務に係る人材の確保、事業のまとまり毎の適切な資源配分、事業間の連携・融合、研究者の能力を最大限に引出す研究開発環境の整備、大学・民間企業等他機関との連携・協力の推進及び研究開発成果の水産業界への普及の強化等、PDCAサイクルを構築する。

また、研究開発成果を水産業界へ普及させるにあたっては、水大 校及び卒業生のネットワークを積極的に活用する。

(4) 東日本大震災による被災地の復興・支援に係る調査・研究については、被災地が置かれた現状と課題を認識しながら、行政と連携し必要な調査・研究を引き続き行う。

2 人材育成業務の見直し

(1) 水産に関する学理及び技術の教授については、学生の水産関連業界への就職者の割合、海技士等の資格・免許の合格率など、人材育成の成果に関する合理的かつ具体的・定量的な目標を設定する。

- (2) 人材育成業務について、水産業に係る事業者等との意見交換の場 を設けるとともに、その意見を業務実績報告書に反映させる。
- (3) 水研センターの研究成果、研究員、施設等の活用を検討し、教育内容の高度化を図る。
- (4) 少子化の影響から大学進学者数が減少する中、水産業を担う中核 的人材を育成するための教育が持続的に行われるよう、意欲ある学生 の確保対策を強化する。
- (5) 授業料収入等の安定確保を図る一方、受益者としての水産関連業界等も含めた取組により、事業者等の要請に的確に応えつつ、質の高い教育が持続可能な形で行われるよう、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた適切な措置を講じる。

第3 新法人における内部組織、施設等の見直し

- 1 内部組織の見直し
 - (1)第2に示す業務見直し、今後設定する中長期目標を達成できるよう内部の組織・体制を整備する。

特に管理部門については、2法人の重複部分を削減する等効率化 を図る。

(2) 平成26年度に水大校及び水研センターにハラスメント事案、及び水研センターに不適正な経理処理など国民からの信頼を失いかねない事案が発生しており、コンプライアンス体制を強化するための専任部署を設置する。

また、内部統制強化については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)を参考にしつつ、必要な取組を行う。

2 施設等の見直し

代船建造中の水大校の練習船「天鷹丸」については、人材育成及び漁 業調査の双方の業務に従事する運航体制を構築する。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行う。

1 情報セキュリティ対策の強化

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報 セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情 報セキュリティ対策を講ずる。

特に、情報セキュリティに関する教育・訓練の実施及びポリシーに関する遵守状況の把握については毎年度実施し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

また、情報セキュリティインシデントが発生した場合の対処体制・手順や連絡体制・手順を整備する。

2 中長期目標期間を通じた効率化

一般管理費、業務費については、義務的経費等を除き、具体的な効率 化目標を設定する。

また、「国の行政の業務改革に関する取組方針〜行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底について〜」(平成26年7月25日総務大臣決定)を踏まえ、情報システム等の整備に取り組む。

3 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施する。

4 給与水準の適正化

給与水準・体系について、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与水準の公表等を行う。

5 保有資産の見直し

保有資産については、有効活用とともに、不断の見直しを行い、用途が無くなったものついては、順次廃棄売却等を行う。

また、その際、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年9月2日総務省行政管理局)を参考にする。

6 的確な評価に向けた目標及び中長期計画の設定

的確な評価を実施するため、「独立行政法人の目標策定に関する指針」 (平成26年9月2日総務大臣決定)に基づき、さらにこの「中期目標期間 終了時における業務・組織全般の見直しについて」における見直し事項 を踏まえ、次期中長期目標及び中長期計画を設定する。

7 政府方針等に基づく取組の着実な実施

25年基本方針等に示された政府方針をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。